資料5

保護林の一部解除について

鷹取山生物群集保護林 位置図

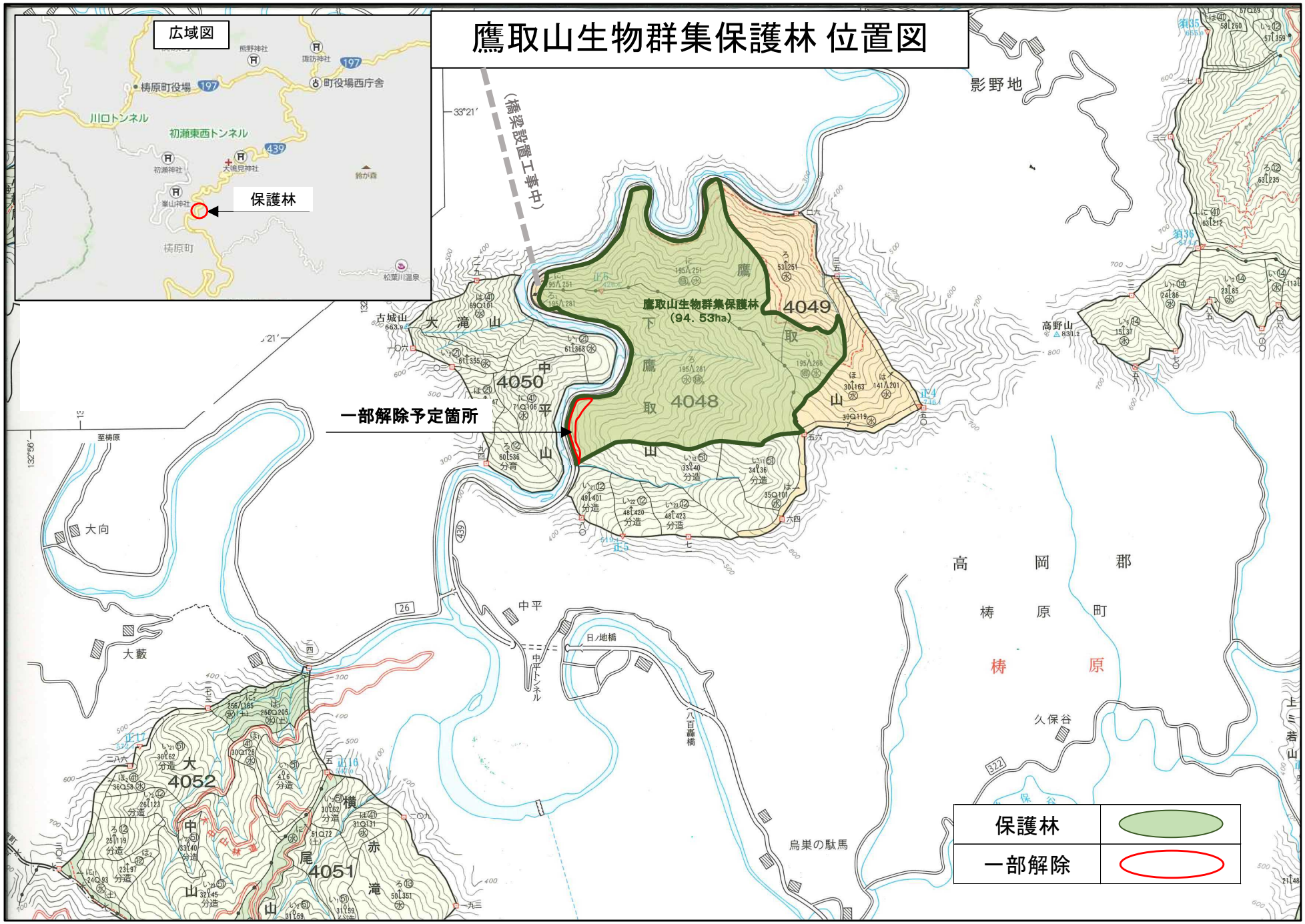

鷹取山生物群集保護林概要と一部解除理由

管理方針書

名　　称	**鷹取山**(タカトリヤマ)**生物群集保護林**		
面　　積	94.53ha　（保存地区のみ）	設定年月日	昭和48年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県檮原町に所在する。 四万十森林管理署管内　下鷹取国有林　4048林班ろ小班　（54.54ha） 鷹取山国有林　4049林班い・に小班　（39.99ha） 四万十川支流北川沿いの山腹斜面に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約280～750mに位置し、暖温帯に属する。 モミが優占し、ツガ等の針葉樹に混じって、ウラジロガシ､イヌガシ、ホオノキ、ユズリハ等の広葉樹が生育している。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ｱ)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、**その他公益上の事由により必要と認められる行為**　(ｲ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為　(ｳ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為　(ｴ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置　(ｵ)危険木、被害木の伐倒・搬出　(ｶ)標識類の設置等　(ｷ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、５年毎にモニタリングを行う。 「平成25年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和48年4月　学術参考保護林を設定（4048林班ろ小班 54.91ha、4049林班に小班 33.06ha、計87.97ha） 平成 2年3月　鷹取山植物群落保護林に名称変更 平成 6年3月　「ゆすはら郷土の森」を設定（4049林班い小班 7.29ha） 平成28年5月　鷹取山植物群落保護林を一部解除（道路用地として、4048林班ろ小班 0.37haの減、4049林班に小班 0.36haの減） 平成30年4月　鷹取山生物群集保護林と「ゆすはら郷土の森」を統合・名称変更		

一部解除理由等

鷹取山生物群集保護林に隣接する国道439号線において、檮原町中心部と南部地区（中平・松原地区）を繋ぐ経路の安全性・速達性の確保を目的に道路改良工事（幅員の拡張）を行うため、鷹取山生物群集保護林（94．53ha）のうち一部（0．72ha）を道路用地にするため一部を解除。

なお、工事着手は令和5年度以降となる見込み。

一部解除予定箇所（ドローン撮影）

一部解除予定箇所（衛星画像）

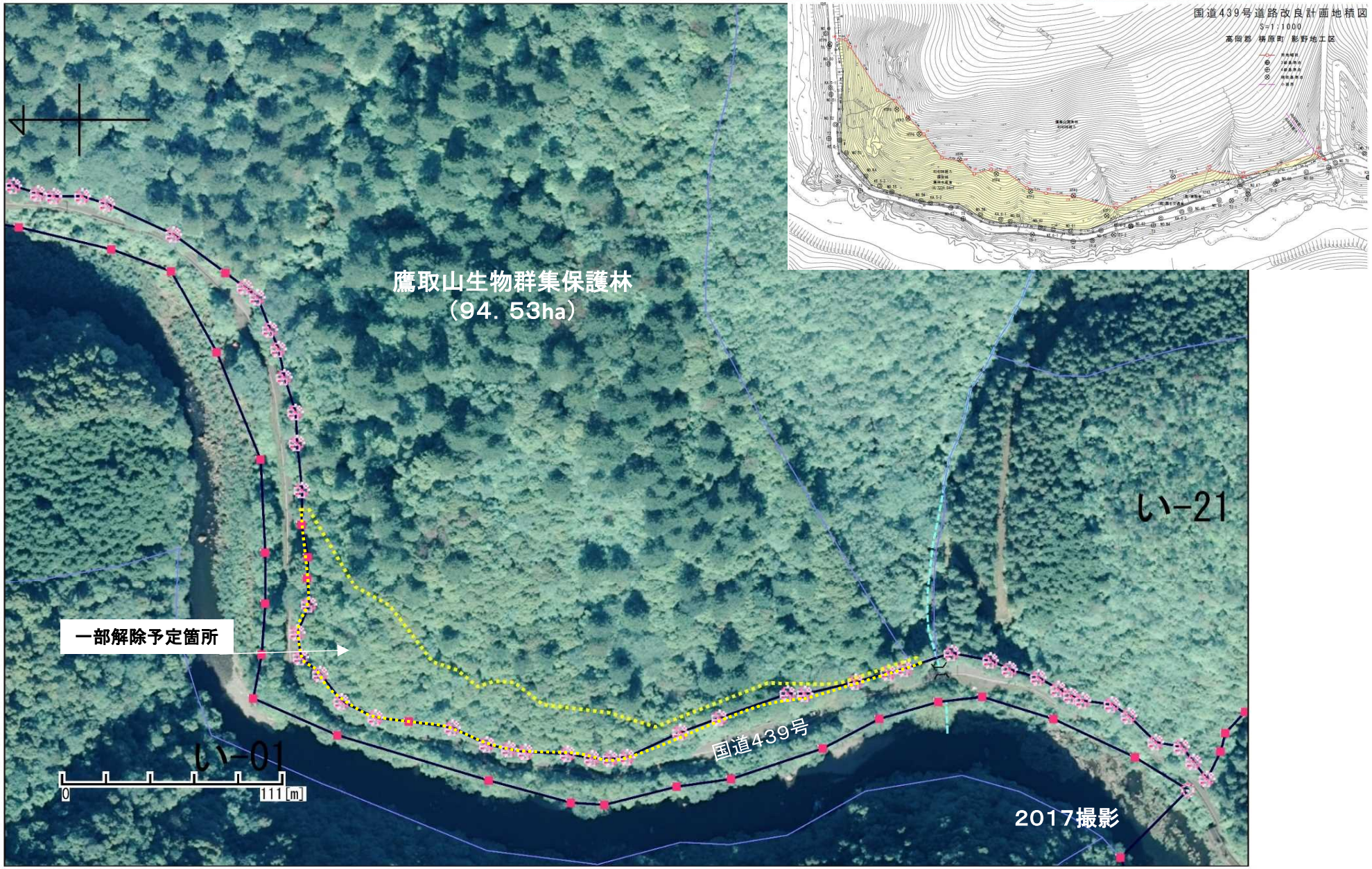

保護林内のモミ類の生育状況

一部解除箇所から上部へ移動するとモミ類が群生している

保護林及び一部解除予定箇所の現況

保護林遠望

一部解除予定箇所

① 一部解除予定箇所（南側より）

② 一部解除予定箇所（法面状況）

一部解除予定箇所の林内状況

シイなどの広葉樹が群生

一部にヒノキ人工林が見られる

支障となるモミ（樹高28m、胸高直径100cm）

路線比較検討

第１案（川側拡幅案）	第２案（山側拡幅案）
山側への影響を完全に回避したことで、蛇行した現道には多くの余幅部を生じることとなる。 尾根地形部の路測地形は、非常に急峻であり、現道と河床との高低差がH＝20m程度あり、高水位の影響に耐えうる構造物の構築が計画困難である。 （当該工区には迂回路が無いことから、施工時には一般交通を確保することのできる路側工を選定する必要がある。）	山側の尾根地形部は路側側と同様に急峻で、長大切土計画を伴うものの、法面工及び抑止工を併用することで、切土の影響を極力軽減することが可能である。 平面線形については、第1案に比べ走行性・安全性に優れ、山側斜面に散在する転石や浮石への対策も可能となる。
△	○

道路敷による支障木内訳

樹種	本数	材積	直径 (cm)	樹高 (m)
スギ	3	4.77	20～26	12～25
ヒノキ	10	10.29	20～52	14～25
モミ	1	8.97	100	28
カヤ	1	0.35	26	13
その他針葉樹	2	1.15		
針葉樹　計	17	25.53		
クリ	1	0.81	36	18
カシ	4	10.59	26～52、96	10～21、28
シイ	51	41.83	24～54	10～27
ミズメ	2	0.81	26・32	15・13
ケヤキ	5	4.00	24～62	12～15
サクラ	6	3.48	24～44	13～17
その他広葉樹	131	67.51	24～56	8～24
広葉樹　計	200	129.03		
合計	217	154.56		

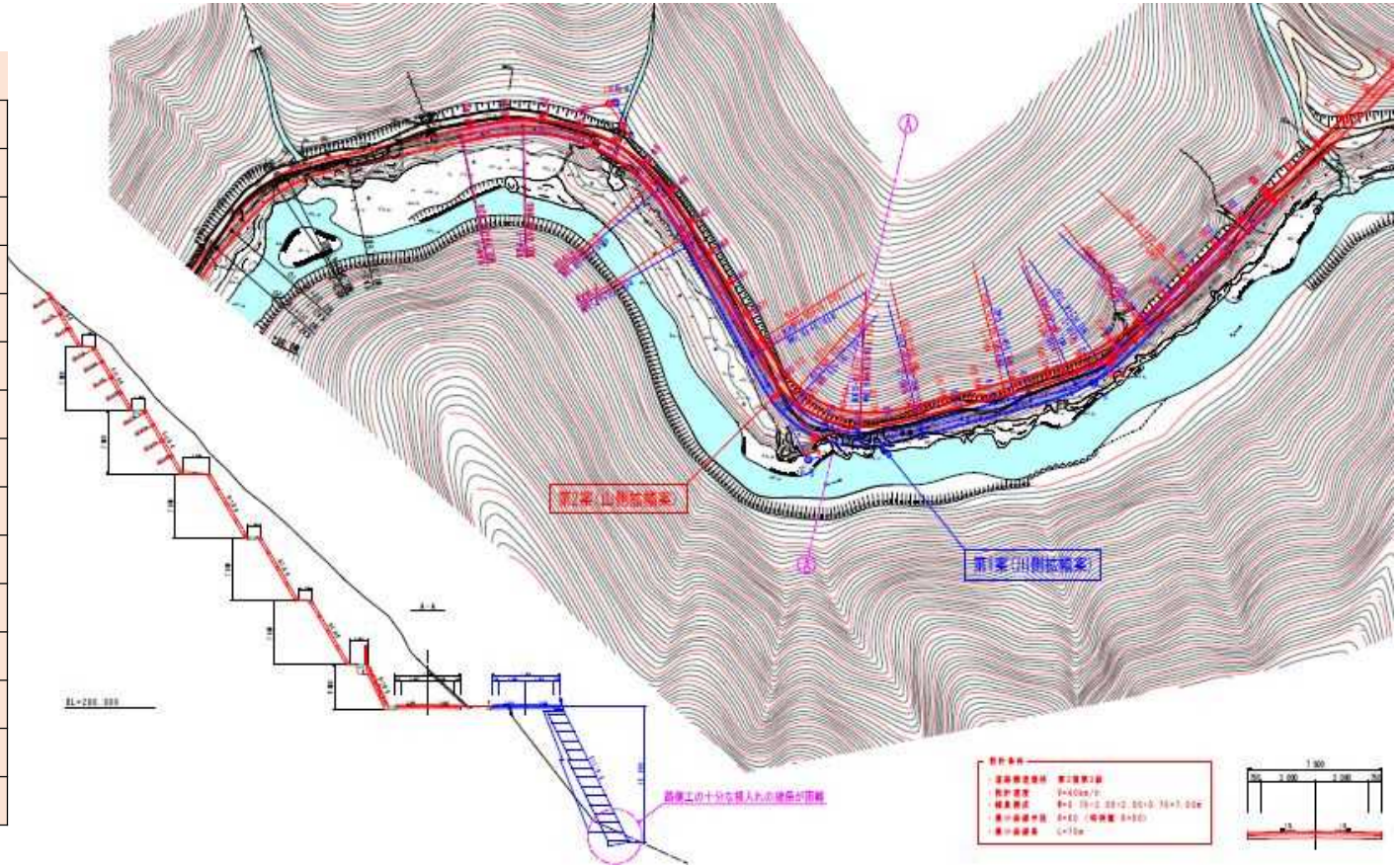

保護林設定管理要領（抜粋）

平成31年3月28日付け30林国経第127号

第４　保護林の設定及び管理

２　生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

第６　保護林管理委員会

１　保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、意見を求めるものとする。